

【中期計画】

平成 24 年度補正予算（第 1 号）による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。

社会発展に寄与することを意図した大学における技術に関する研究成果の事業化を図るとともに、事業化に知見を有する人材の育成や大学における教育研究活動の活性化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立する。また、これまでの産学官連携を生かした全学的な体制を構築し、認定特定研究成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的支援の業務を着実に実施する。

【年度計画】

事業化に向けた研究開発のための体制整備を進めるとともに、当該活動を推進する。

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由） 年度計画の記載事項が「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

○ 外部有識者委員会の設置

大学による議決権の行使に当たって、必要に応じて意見を述べる機関として、学外者からなる外部有識者委員会を設置している。

○ 特定研究成果活用支援事業計画の策定及びベンチャーキャピタルの設立

特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社の設立のため、産業競争力強化法に基づき、特定研究成果活用支援事業計画を策定し、認定を得るとともに、特定研究成果活用支援事業者の設立に必要な資本金の出資の認可を得て、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社（OUVC）を設立している。

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令

(用語の定義)

第一条 この省令において使用する用語は、産業競争力強化法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請)

第二条 法第二十条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けようとする者(次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。)は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一 申請者が法人である場合(申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。) 次に掲げる書類

イ 当該法人の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該法人が登記している場合にあつては、当該登

一頁

記に係る登記事項証明書

ロ 当該法人の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの)

ハ 当該法人の役員(取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項及び第七条第二項第一号ハにおいて同じ。)(申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあつては、当該法人の役員になろうとする者。ルにおいて同じ。)(が特定研究成果活用事業者(国立大学法人等における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者をいう。以下この項において同じ。)(に対する当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)(の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類

ニ 当該法人が特定研究成果活用支援事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを

証する書類

ホ 当該法人に対する法第二十二条の規定による特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と国立大学法人等との間の連携協力体制を説明する書類

ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類

- (1) 当該法人が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。次号へ(1)において同じ。）を必要とする場合 当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類
- (2) 当該法人が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。次号へ(2)において同じ。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

ト 当該法人が実施する特定研究成果活用支援事業の収益の目標を定める書類

チ 当該法人が支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従

三頁

うべき基準を定める書類

リ 当該法人が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

ヌ 当該法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この(1)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの
- (2) 法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。ル(4)及び次号ヌ(2)において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

ル 当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四頁

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
  - (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - (4) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - (5) 暴力団員等
  - (6) 認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十一条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 二 申請者が投資事業有限責任組合である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする者（ロ及びビルにおいて「組合成立予定者」という。）である場合を含む。） 次に掲げる書類

五頁

- イ 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し又はこれに準ずるもの及び当該投資事業有限責任組合が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書
- ロ 当該投資事業有限責任組合及びその無限責任組合員たる法人（申請者が組合成立予定者である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人。以下この号において同じ。）の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）
- ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人の役員が特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類
- ニ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が特定研究成果活用支援事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類
- ホ 当該投資事業有限責任組合に対する法第二十二条の規定による特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該投資事業有限責任組合と国立大学法人等との間の連携協力体制を説明する書類

六頁

へ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類

(1) 当該投資事業有限責任組合が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関の許可等を必要とする場合 当該許可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

(2) 当該投資事業有限責任組合が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出をしなければならぬ場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

ト 当該投資事業有限責任組合が実施する特定研究成果活用支援事業の収益の目標を定める書類

チ 当該投資事業有限責任組合が支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類

リ 当該投資事業有限責任組合が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

ヌ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類

七頁

(1) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

(3) その役員のうち前号ル(1)から(6)までのうちいずれかに該当する者があるもの

ル 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員（申請者が組合成立予定者である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員になろうとする者）が次のいずれにも該当しないことを証する

書類

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち(1)に該当する者があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

3 第一項の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の実施期間は、十五年を超えないものとする。

（特定研究成果活用支援事業計画の認定）

第三条 主務大臣は、法第二十条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合に

八頁



において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第20条第1項の規定に基づき同法第2条第7項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、当該認定特定研究成果活用支援事業者の名称、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の内容並びに特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

(認定特定研究成果活用支援事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四条 認定特定研究成果活用支援事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定特定研究成果活用支

九頁

援事業者は、速やかに、様式第四によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第二十一条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定研究成果活用支援事業者は、様式第五による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書及びその写しの提出は、変更前の認定特定研究成果活用支援事業計画の写しを添付して行わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施した期間を含め、二十年を超えないものとする。

5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定研究成果活用支援

事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条第1項の規定に基づき認定する。」

6 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第六による書面を当該認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第七により、当該認定の日付、当該認定特定研究成果活用支援事業者の名称、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の内容並びに特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

(認定特定研究成果活用支援事業計画の変更の指示)

第五条 主務大臣は、法第二十一条第三項の規定により認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該変更を指示する認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。

(認定特定研究成果活用支援事業計画の認定の取消し)

第六条 主務大臣は、法第二十一条第二項又は第三項の規定により認定特定研究成果活用支援事業計画の認

一一頁

定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による書面を当該認定が取り消される認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画の認定を取り消したときは、様式第十により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第七条 認定特定研究成果活用支援事業者は、認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合 次に掲げる書類

イ 当該法人の定款の写し

ロ 当該法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項に定める計算書類及び事業

一二頁

報告並びにこれらの附属明細書

ハ 当該法人が第二条第二項第一号又(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと並びに当該法人の役員が同号ル(1)から(6)までのいずれにも該当しないことを証する書類

二 認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合 次に掲げる書類

イ 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

ロ 当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下このロにおいて「財務諸表等」という。）及び財務諸表等に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が第二条第二項第二号又(1)から(3)までのいずれにも該当しないこと及び当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が同号ル(1)から(3)までのいずれにも該当しないことを証する書類

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。



- (1)名称,所在地(※1),代表者,連絡先,設立年月日(予定年月日),資本金又は出資金,出資者及びそれぞれの持株数又は持分口数,議決権等の構成(※2),役職員の構成(※3),組織図,役職員数,役職員の業績評価の基準及び報酬の水準
- (2)特定研究成果活用支援事業以外に実施する予定の事業の内容
- (3)特定研究成果活用支援事業の収益の目標
2. 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期
- (1)特定研究成果活用支援事業による支援の対象とする特定研究成果活用事業の内容,業種,事業の成長段階
- (2)支援先の特定研究成果活用事業者に対して実施する予定の助言,資金供給その他の支援の内容
- (3)その他特定研究成果活用支援事業の実施方法
- (4)特定研究成果活用支援事業の実施時期
3. 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額,その根拠,資金調達を行う時期,出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを記載する。

- ※1 特定研究成果活用支援事業を実施する者の本拠となる場所の住所を記載するものとする。
- 申請者が法人である場合(申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。※2において同じ。)にあつては,当該法人の主たる事務所の住所を記載する。
  - 申請者が投資事業有限責任組合である場合(申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする者である場合を含む。※2において同じ。)にあつては,当該投資事業有限責任組合の事務所の住所を記載する。
- ※2 特定研究成果活用支援事業を実施する者における資本等の構成を記載するものとする。
- 申請者が法人である場合にあつては,国立大学法人等その他出資者が当該法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。
  - 申請者が投資事業有限責任組合である場合にあつては,国立大学法人等その他出資者が当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。
- ※3 常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する。また,役員の経歴及び当該役員が特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に必要な知識,能力及び実績を有す

様式第一(第2条第1項関係)

特定研究成果活用支援事業計画の認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿  
経済産業大臣 殿

(特定研究成果活用支援事業を実施する者)

住 所

名 称

代表者の氏名 印

(無限責任組合員たる法人)

住 所

名 称

代表者の氏名 印

産業競争力強化法第20条第1項の規定に基づき,下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項
2. 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期
3. 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(備考)

1. 記名押印については,氏名を自署する場合,押印を省略することができる。
  2. 特定研究成果活用支援事業を実施する者が法人である場合にあつては,無限責任組合員たる法人の住所,名称及び代表者の氏名は不要とする。
  3. 申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあつては,当該法人の発起人の住所,氏名又は名称及び代表者の氏名を記載するものとする。
  4. 用紙の大きさは,日本工業規格A4とする。  
(記載要領)
1. 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項(申請者が投資事業有限責任組合である場合にあつては,当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人についても,同様の書類を提出するものとする。)

様式第二（第3条第2項関係）

ることを説明する資料を添付する。

特定研究成果活用支援事業計画の不認定通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 名

経済産業大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった特定研究成果活用支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記  
不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四（第4条第1項関係）

認定特定研究成果活用支援事業計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

文部科学大臣 殿  
経済産業大臣 殿

（認定特定研究成果活用支援事業者）

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

（無限責任組員たる法人）

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画について下記のとおり軽微な変更をしたので、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、無限責任組員たる法人の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称
3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 「3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容」中、認定特定研究成果活用支援事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期」中、特定研究成果活用支援事業の終了時期は、認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合に公表し、当該投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。

様式第六（第4条第6項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 名  
経済産業大臣 名

平成 年 月 日付で変更認定申請のあった特定研究成果活用支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記  
不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第五（第4条第2項関係）

認定特定研究成果活用支援事業計画の変更認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿  
経済産業大臣 殿

(認定特定研究成果活用支援事業者)

住 所  
名 称

代表者の氏名 印

(無限責任組合員たる法人)

住 所  
名 称

代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第21条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、無限責任組合員たる法人の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。



様式第八（第5条関係）

認定特定研究成果活用支援事業計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 名  
経済産業大臣 名

平成 年 月 日付で認定をした特定研究成果活用支援事業計画については、  
下記の理由により変更を指示します。

記  
変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称
3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 「3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容」中、認定特定研究成果活用支援事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期」中、特定研究成果活用支援事業の終了時期は、認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合に公表し、当該投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。